

# 第6章 計画の推進体制

## 1 推進体制

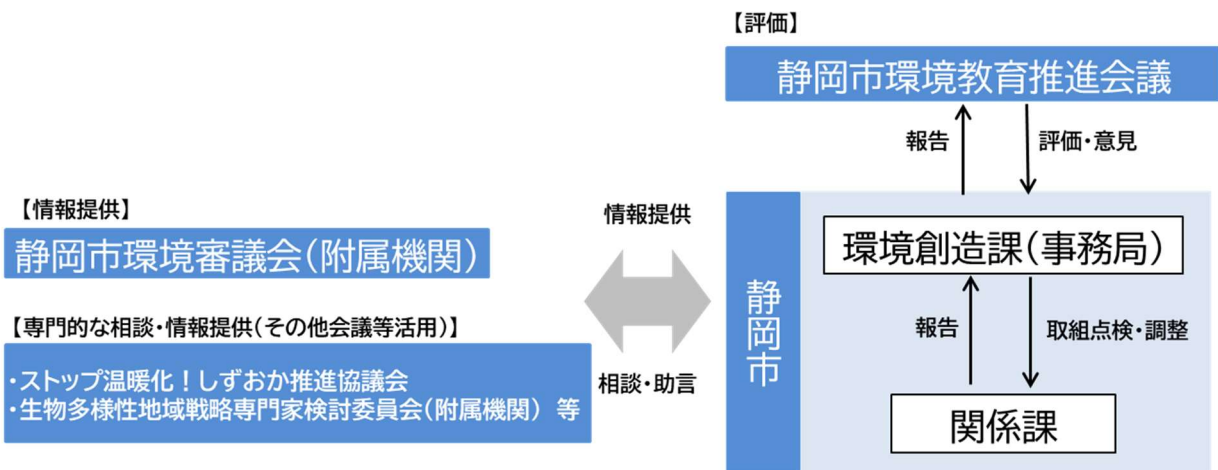
本計画の推進に当たっては、静岡市環境教育推進会議が点検・評価等の進捗管理を行います。また、評価結果は静岡市環境審議会等に情報提供し、その後の施策展開に向けた助言を求めています。

### ●静岡市環境教育推進会議

市民活動団体（NPO等）役員、教員、企業人等の環境教育の実践者によって構成される組織で、環境教育施策の推進に向け、専門的な見地からの評価、意見及び助言を仰ぎ、進捗管理を行っていきます。

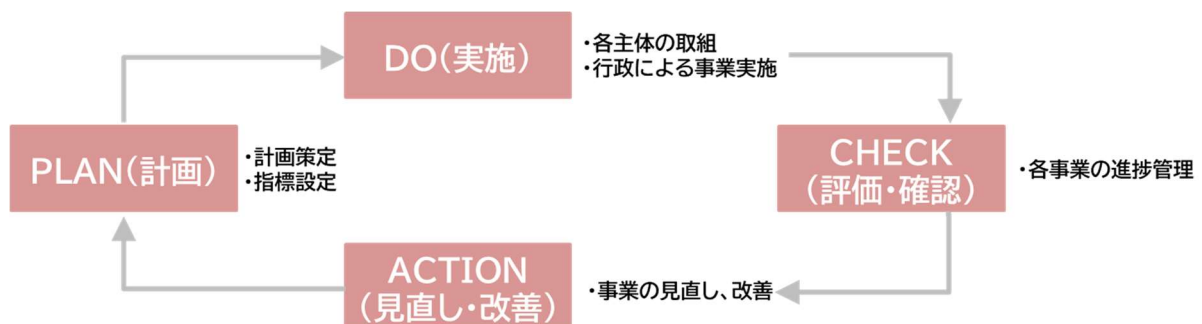
### ●静岡市環境審議会

本市の環境全般に関する施策の進捗管理を担う組織であり、本計画の推進に当たり施策展開への助言を受けることで効果的な施策の推進を図ります。



## 2 計画の評価と見直し

本計画の継続的な推進を図るため、事務局がP D C Aサイクルに基づく点検、評価、改善、実施を行います。



具体的な方法としては、毎年度、各施策を代表する主要事業の取組状況を取りまとめ、静岡市環境教育推進会議において点検・評価を行うことで進捗管理します。また、静岡市環境教育推進会議による評価、意見及び助言を参考に、必要に応じて事業を見直し、次年度の取組へ反映します。

さらに、令和5（2023）年度、令和9（2027）年度、令和12（2030）年度には総合指標の状況を確認するとともに、令和4（2022）年度に策定する第4次静岡市総合計画の内容及び進捗に合わせ、必要に応じて計画の見直しを行います。

